

エ 受付事務のバックアップ体制

受付事務には、原則として施設利用課の職員が対応しますが、受付窓口の混雑時、利用施設準備のための同課職員不在時などの場合には、総務部の職員を中心に事務室内に配置されたすべての職員が受付対応を行い、お客様へのサービス向上に努めます。

オ 役職者の配置

当日の利用申込の審査や利用者等からの要望・苦情に責任を持って対応できるよう、日中時（8:30～17:30）には、原則として課長級以上の役職者を配置するようにします。出張、病欠等が重なり、いずれの者も配置できない場合においても、主幹級以上の職員を必ず1名以上配置します。

カ ホール利用対応者の配置

ホールの利用には、舞台技術室の職員が対応しますが、繁忙期等においては、午前から準備・仕込を行うケースが多く、舞台技術室の現職員体制においては対応できないケースもあり、催事の規模・内容に応じて安全性、効率性等を勘案しながら、県民文化会館の舞台技術室との連携や外部業者委託による増員配置により対応します。

キ 施設設備の維持管理対応者の配置

館内の適切な維持管理業務を行うため、原則として日中時（8:30～17:30）には施設管理担当職員を1名配置します。

また、通常、運転監視業務受託業者の監視員1名を常駐させますが、ホールにおいて大規模催事が行われる場合には、不測の事態への対応強化のため、施設管理担当職員1名も配置します。

※「職員配置の記載の参考例」は別紙（資料2）のとおりです。

（4）障がい者又は高齢者の雇用計画

障がい者雇用について、当財団は常用労働者45.5人以上の事業者であり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者1名を県民文化会館勤務で雇用しています。会館業務の全般に関わる補助業務に携わり、一員を担っており継続して雇用します。

また、高齢者雇用については、現在、職員の定年は年齢60歳としており、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、年齢65歳に達した日以後における最初の3月31日まで継続雇用しているところです。年齢65歳以上の雇用については、定年の引き上げを実施するなどした場合、その経験、知識等を最大限に活用するため、今後、検討することとしています。

区分	職種（職名）	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者	総務課員	非常勤職員	20日	総務・施設利用・企画制作等の補助業務に関すること等	1	
	計				1	
高齢者	—	—	—	—	—	
	計				0	

（5）施設設備の適切な維持管理のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

平成30年9月1日現在

実務年数	人数	主な実務の内容
3ヵ月 (他所で34年経験有)	1	施設設備の維持管理、保守点検受託業者への指導
2年	1	〃

イ 維持管理業務に関する資格の保有状況

平成30年9月1日現在

資格の名称	資格の概要	人数
第3種電気主任技術者 (国家資格)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が法律上必ず置かねばならない電気保安の確保のための技術責任者。第3種：50,000V未満の電気工作物の保管監督ができる。	1
防火管理者（講習修了）	消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者。	7
甲種消防設備士第4類 (国家資格)	消防設備士：消防法に基づき、消火器やスプリンクラー設備などの消火設備、自動火災報知設備などの警報設備、救助袋などの避難設備の設置工事、点検整備を行うことができる。 甲種第4類：自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備の工事、整備及び点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第1類 (国家資格)	乙種第1類：消火栓の整備及び点検をすることができる。	1
乙種消防設備士第6類 (国家資格)	乙種第6類：消火器の点検をすることができる。	1

(6) 文化芸術活動の支援や事業を実施していくために必要な専門職員の配置

ア (公社)全国公立文化施設協会、(一財)地域創造、その他団体が実施する研修会への過去3か年の参加実績

(公社)全国公立文化施設協会関係		平成30年9月1日現在
・全国公立文化施設協会研究大会	・全国劇場・音楽堂等技術職員研修会	
・全国劇場・音楽堂等アートマネジメント研修会	・全国公立文化施設協会近畿ブロック舞台技術研修会	
・全国公立文化施設協会中四国ブロックアートマネジメント研修会	・全国公立文化施設協会中四国支部業務管理研修会	
	・全国公立文化施設協会中四国ブロック舞台技術研修会	
(一財)地域創造関係		平成30年9月1日現在
・文化政策幹部セミナー	・ステージラボ「公立ホール・劇場マネジャーコース」	
・ステージラボ静岡セッション	・地域劇場のためのアートマネジメント研修会	
その他団体関係		平成30年9月1日現在
・愛知県舞台技術者セミナー	・島根県公立文化施設協議会舞台技術研修会	
・島根県民会館アートマネジメント研修会	・鳥取県文化施設協議会自主企画事業及び施設管理業務合同研修会	
・鳥取県文化施設協議会舞台技術研修会	・小規模都市における公共ホール職員のための現職研修	

※文化芸術及び舞台技術に係る主な研修のみ記載

その他、下記の管理運営関係の研修にも継続的に参加し、知識と技能の研鑽を重ねています。

研 修 会 名	
・会計事務基礎的業務向上研修	・労務管理セミナー
・接遇・クレーム対応研修	・女性のキャリアアップ応援セミナー
・産業保健セミナー	・新社会人フォローアップセミナー
・環境マネジメント (TEAS) 研修	・若手社員セミナー

・公益法人税務・会計セミナー	・安全衛生推進者養成講座
・あいさポーター研修公開講座	・KYT（危険予知訓練）研修
・新入社員（雇い入れ時）安全衛生教育	・あいサポートメッセンジャー養成研修会
・人事管理者セミナー	・衛生管理者等研修会
・働く人のための労働セミナー	・電気取扱い業務（低電圧）に係る特別教育
・ヒューマンエラー防止対策研修	・ユニバーサルデザインセミナー
・TEASリフレッシュセミナー	・障がいのある方とともに働くためのセミナー
・公正採用選考人権啓発推進員研修会及び働きやすい職場づくり支援セミナー	
・不当要求行為等対策責任者研修	・鳥取県 PPP/PFI 推進地域プラットフォームセミナー

イ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

平成 30 年 9 月 1 日現在

実務年数	人数	業 務	主 な 実 務 の 内 容
14年	1	舞台機構、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
17年	1	舞台機構、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、舞台技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
17年	1	照明担当、舞台機構	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術、舞台技術に関する相談・助言・指導等の支援
11年	1	音響、照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響技術、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援
7年	1	音響、映像担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、音響・映像技術に関する相談・助言・指導等の支援
4年	1	照明担当	舞台設備の維持管理と利用者への技術提供、照明技術に関する相談・助言・指導等の支援

ウ 舞台技術に関する資格の保有状況

平成 30 年 9 月 1 日現在

資格の名称	資格の概要	人数
第3種電気主任技術者 （国家資格）	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保全の監督をさせるための技術責任者。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	1
舞台機構調整技能士（音響） 2級（国家資格）	舞台機構の調整に必要な技能を認定する資格。	1
音響技術者3級 （日本音響家協会技能認定）	〃	1
照明技術者1級 （日本照明家協会技能認定）	照明技術者として必要な知識を持ち、十分な経験と熟練した技能を有し、業務運用に照明設計を充分理解し、責任者として作業を円滑に進め得る者を認定。	3
玉掛け技能者 （国家資格）	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、安全作業上、重量に応じた吊下げ方法やロープの選択、重心を考慮した吊り点の選択が不可欠であり、玉掛け技能は必須。	6
危険物取扱者甲種 （国家資格）	消防法に基づく危険物の取り扱いを行うことができる資格。舞台上のスモークマシン等の危険物を安全に使用するために応用。	1

第2種電気工事士 (国家資格)	一般電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する資格。舞台電気設備を安全に使用するために応用。	4
小型移動式クレーン運転技師 (講習修了)	舞台上に看板やセット等を吊下げるには、建築現場等のクレーン作業と同様に、吊下げたセット等を安全に昇降させるために、吊下げ物の周囲との干渉やゆれ、昇降速度等を考慮した運転技能に応用。	1
映像音響処理技術者 (日本ポストプロダクション協会認定)	記録映像等の作品を制作する中で、良質なコンテンツ制作を技術面からサポート作業する技術者。	1

(7) 人材育成

県民、利用者の皆様に高品質のサービスを安定・継続的に提供するとともに、より効率的な運営を推進していくためには、職員一人ひとりの勤務意欲と能力を一層向上させ、人的資源を最大限活用できるシステムづくりが必要であるため、職員研修については体系立て、職員に対する研修の強化をはじめ人事給与制度や勤務評定制度の充実など、人材育成に向けて取り組んでいます。

ア 人材育成のフレーム

限られた人材（人財）を育成するには、中長期的視点に立った計画が求められます。中長期的に人材を育成するには、現在の指定管理者制度は不利な面がありますが、徐々に指定管理期間も長期傾向にあるため、3年～5年を目安に計画を立てて進めています。

組織のミッション及び事業計画を実現するために、どのような能力や価値観を持つ「人財」が求められるのか、まずはイメージし、その方針を「職階ごとに期待される職員像」として定義し、具現化します。

イメージ 施設の設置目的から

県民文化会館＝県民の文化の振興を図る

倉吉未来中心＝人と人の交流を促進し地域の活性化を図る

財団定款から

組織の目的＝県民文化の育成と振興、文化活動の場の提供、自主的な活動の支援、人と人との交流、地域の活性化



心豊かで潤いと活力に満ちた県民生活の実現

- 上記の目的達成から導かれるホールが担う役割＝貸館から創造へ（舞台芸術や音楽等を創造、地域の活性化を）
- ホール自らが主体となり創造していく拠点施設（創造型施設）となること
- 創造型施設を支えるための専門性を備えた職員の配置＝不可欠な条件



- 求められる職員＝施設や設備が備える可能性や機能を最大限に活かすことのできる専門性
 - ・創造的活動を実践していく上で必要とされる専門性
 - その具体：
 - ・施設や地域の特色を加味した事業の企画提案できる専門職員（プロデューサー等）
 - ・創造的活動を行うための専門職員（制作、教育普及、広報宣伝、営業等）
 - ・舞台設備の管理だけでなく、舞台設備を有効に活かした創造活動のできる専門職員（舞台監督、照明プラン、音響プラン等の舞台技術者）
 - ・法令・規則に準拠した活動のできる知識と技能（資格）を有し、施設の安全性や非常時を想定した様々な手続きが可能な専門職員

イ 研修の強化

(ア) 接遇能力の向上

県民、利用者の皆様へのサービスに直結する受付、応対能力の向上を図るため、効果的な接遇研修を全職員対象に実施します。

(イ) アートマネジメント能力の向上

文化芸術に係る事業を推進していく上で必要不可欠なアートマネジメント能力の向上については、(一財)地域創造や(公社)全国公立文化施設協会等の主催する研修等への積極参加により対応します。

(ウ) 舞台技術能力の向上

ホール利用者への技術提供や舞台創造部門を担う舞台技術職員の技術力向上については、(公社)全国公立文化施設協会主催の舞台技術研修をはじめ各地で開催される専門セミナーへの積極参加により対応します。

(エ) 管理職養成の強化

経験年数を経た職員や管理職にある職員への効果的な研修を進めることとし、各種団体が開催する管理職養成講座等への積極的な受講を進めます。

(オ) その他管理運営能力の向上

人権研修、個人情報保護研修、会計事務研修などの管理運営上必要不可欠な各種研修についても、形骸化させることなく常に効果的な内容となるよう充実します。

また、研修の実施にあたっては、スキルアップだけでなく職員の意識改革や研修経費の節減等も視野に入れ、鳥取県公社事業団等職員互助会或いは県域の類似団体との連携による研修の共同実施(各団体に共通する内容のもの)をするなど検討します。

ウ 意欲向上策

(ア) 勤務評定制度の充実

職員の勤務意欲を一層向上させるため、職員の能力や勤務態度・実績等に応じて給与や昇格を決定する制度にしています。本制度については、人材育成の視点にも十分配慮しながら、評定内容の充実、面接指導の実施など個々の職員の能力向上に一層活かします。

(イ) 管理職の執務姿勢自己診断援助制度

管理職の執務姿勢の向上や自己啓発・研鑽に役立てるため、部下職員からの勤務姿勢診断(援助)制度を導入しています。

(ウ) 自己開発支援制度

自己啓発活動助成制度を導入しており、職員自らが業務に必要な研修受講を企画し、また能力向上に資する資格取得を希望する場合に受講費や受験費の助成を行い、職員の積極性を促す環境づくりを進めています。

また、キャリアアップを待遇面へ反映させる仕組みも継続的に検討します。

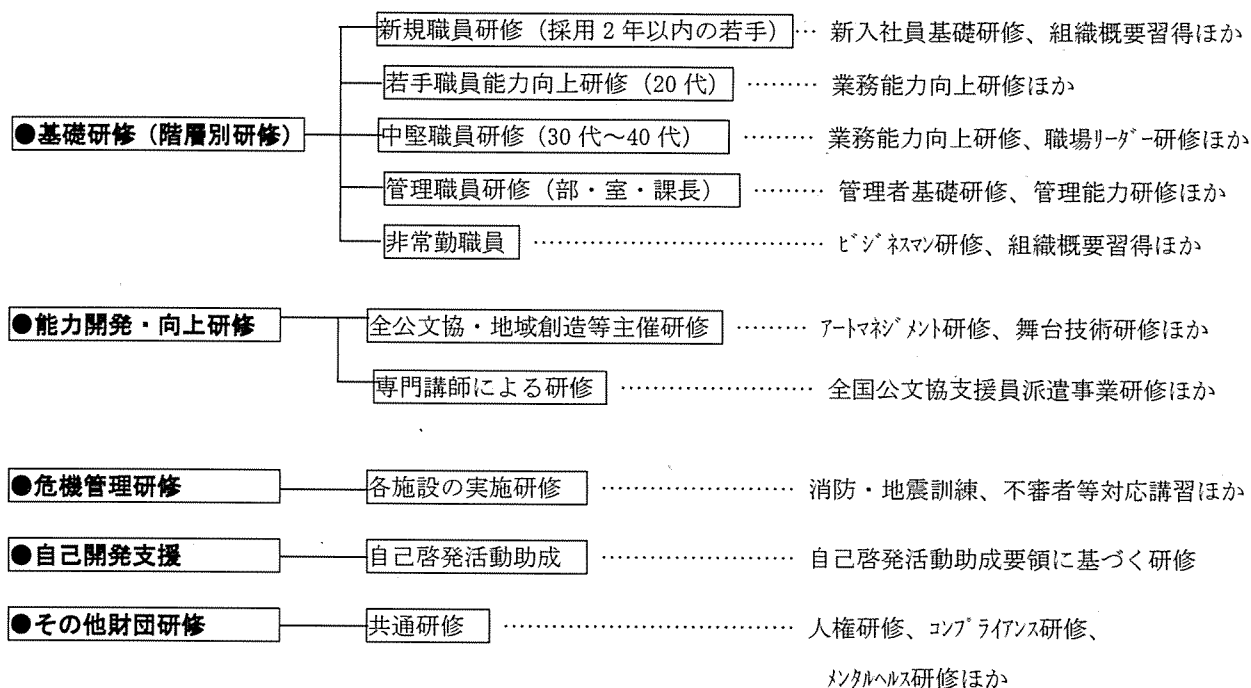
《職員研修システム》

【定 義】

a 専門知識・技能 b 対人関係 c 概念化(課題発見及び解決) d 自己スキルアップ

【教育訓練】

a OJT=実地研修 b OFF-JT=外部研修 c 自己啓発=知識・技術スキルアップ



4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

- 項目： 税務調査（源泉所得税及び復興特別税）
- 調査機関： 広島国税局松江税務署（調査日：H29.1.11～13、1.31、2.8）
- 対象期間： H25.1月～H28.12月までの源泉徴収関係（納期：H25.2.12～H29.1.10までのもの）
- 指導等の状況： 給与（報酬）1名分及び各種保存会、個人代表等への報酬等20件分について、源泉徴収漏れの指摘あり。
- 対応状況： 該当者から源泉徴収相当額を全額回収し、H29.2.14に納付（加算税・延滞税H29.3.10納付）。

5 法人の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり
- 法定雇用率を達成している。
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数45.5人未満の事業者であり
- 障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）を雇用している。
 - 障害者を雇用していない。

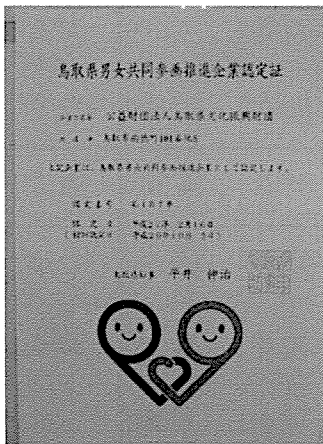
(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。

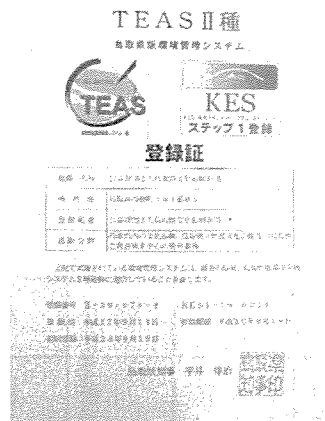
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度（TEAS）Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

ISO14001又はTEASⅠ種又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

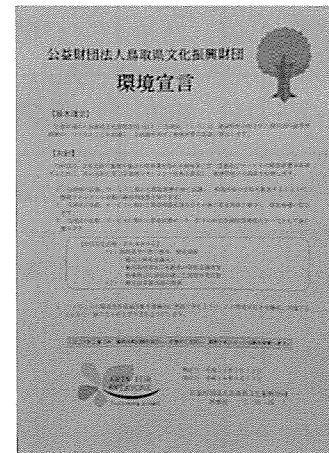
- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。



【男女共同参画推進企業認定証】
 (初回認定：平成20年10月2日)
 (更新認定：平成27年2月16日)



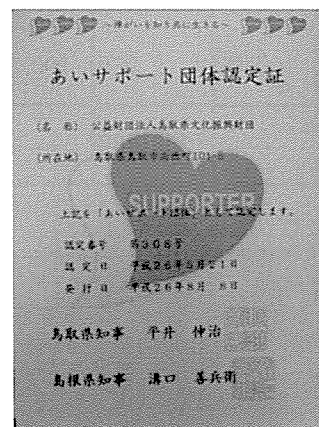
【TEASⅡ種認定登録証】
 (初回登録：平成24年9月19日)
 (更新登録：平成30年9月18日)
 (有効期限：平成33年9月18日)



【鳥取県文化振興財団環境宣言】
 (制定日：平成24年3月12日)
 (改訂日：平成29年4月1日)
 (改訂日：平成30年6月13日)

(4) あいサポート企業等の認定

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。



【あいサポート団体認定証】
 (認定：平成26年5月21日)

(資料1)

鳥取県立倉吉未来中心 利用率・利用者総数見込

施設	31年度		32年度		33年度		34年度		35年度	
	利用率 (%)	利用者総数(人)	利用率 (%)	利用者総数(人)	利用率 (%)	利用者総数(人)	利用率 (%)	利用者総数(人)	利用率 (%)	利用者総数(人)
大ホール	49.0	56,300	49.0	56,300	50.0	58,300	50.0	58,300	51.0	59,300
小ホール	69.0	31,900	69.0	31,900	69.0	31,900	69.0	31,900	69.0	31,900
リハーサル室	68.0	6,200	69.0	6,500	70.0	6,800	71.0	7,100	72.0	7,400
練習室1	92.0	2,300	92.0	2,300	92.0	2,300	92.0	2,300	92.0	2,300
練習室2	60.0	2,800	60.0	2,800	60.0	2,800	60.0	2,800	60.0	2,800
セミナールーム1	76.0	8,800	76.0	8,800	76.0	8,800	76.0	8,800	76.0	8,800
セミナールーム2	73.0	4,100	73.0	4,100	73.0	4,100	73.0	4,100	73.0	4,100
セミナールーム3	86.0	24,500	86.0	24,500	86.0	24,500	86.0	24,500	86.0	24,500
セミナールーム4	82.0	4,100	82.0	4,100	82.0	4,100	82.0	4,100	82.0	4,100
セミナールーム5	72.0	3,200	72.0	3,200	72.0	3,200	72.0	3,200	72.0	3,200
セミナールーム6	86.0	4,700	86.0	4,700	86.0	4,700	86.0	4,700	86.0	4,700
セミナールーム7	74.0	6,700	74.0	6,700	74.0	6,700	74.0	6,700	74.0	6,700
セミナールーム8	46.0	1,200	46.0	1,200	46.0	1,200	46.0	1,200	46.0	1,200
セミナールーム9	70.0	2,100	70.0	2,100	70.0	2,100	70.0	2,100	70.0	2,100
アトリウム	70.0	45,000	71.0	45,900	72.0	46,800	73.0	47,700	74.0	48,600
団体事務室	100.0	2,000	100.0	2,000	100.0	2,000	100.0	2,000	100.0	2,000
合計	—	205,900	—	207,100	—	210,300	—	211,500	—	213,700

※工事の想定なし

※H26、27、29年度実績の平均値をベースに算出し（H28は鳥取県中部地震のため除外）、新規主催事業実施及び営業活動等による増加を加味

〈大ホール〉施設見学ツアー（新規主催事業）を年3回実施及び営業活動による増

〈リハーサル室〉営利目的利用の予約受付期間拡大に伴う増

〈セミナールーム1・3・7〉備品等整備に伴う継続利用の定着による増

〈アトリウム〉賑わい創出事業（新規主催事業）を年4回実施及び営利目的利用の予約受付期間拡大に伴う増

(資料2)

日常職員の配置

配置場所	職員配置の 時間帯	職 名								合 計		
		館長	総務部長 兼文化事 業課長	総務副部 長兼総務 課長兼施 設利用課 長	総務課員	施設管理 担当参事 ・施設管 理員	施設利用 職員	文化事業 職員	舞台技術 室長		舞台技術 室員	
運営事務室	8:30～10:45	人員1	人員1	人員1	人員1	人員1	人員2	人員5	人員3	人員1	人員5	人員20
	10:45～13:15	1	1	1	1	1			2			6
	13:15～17:15	1	1	1	1	1			2			6
	17:15～19:30	1	1	1	1	1			3			7
	19:30～22:00								1			1
受 付	8:30～10:45							3				3
	10:45～13:15							4				4
	13:15～17:15							5				5
	17:15～19:30							2				2
	19:30～22:00							1				1
施設管理 (運営事務室内)	8:30～10:45						2					2
	10:45～13:15						2					2
	13:15～17:15						2					2
	17:15～19:30											
19:30～22:00												
大ホール (権事時等)	8:30～17:15									1		4
	8:30～17:15										2	2

※1 夜間(17:30～22:00)の受付事務対応は、2名とし、うち1名については、保安上男性職員を充てることとします。
 ※2 大ホールの権事対応については、権事の規模等により20名体制を取ることであり、本例は大規模な権事を想定しています。
 ※3 職員配置の時間帯の中には職員の休憩時間も含まれているため表中に記載している職員数の配置を下回る時間帯も生じますが、業務が停滞しないよう休憩時間の設定等勤務時間の割り振りを行います。

